

西条市建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西条市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札（以下「簡易型総合評価競争入札」という。）を実施するため、その事務取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2又は第167条の13の規定に基づき、価格その他の条件が、市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この要領において「簡易型総合評価落札方式（施工計画型）」とは、前項に定める簡易型総合評価落札方式のうち、価格のほか、簡易な施工計画を含む技術提案や同種工事の施工実績等技術的要素（次項において「評価項目」という。）を総合的に評価する方式をいう。

3 この要領において「簡易型総合評価落札方式（実績確認型）」とは、評価項目のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の項目をもって評価を行う方式をいう。

(対象工事)

第3条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

(1) 設計金額5千万円以上の工事のうち、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

(2) その他簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

2 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。

(1) 設計金額1千5百万円以上5千万円未満の工事のうち、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

(2) その他簡易型総合評価落札方式（実績確認型）により落札者を決定することが適当と認められる工事

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 簡易型総合評価競争入札を実施するに当たり、当該入札の評価項目、総合評価の方法、落札者の決定方法その他の落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、愛媛県建設工事総合評価審査委員又は特定非営利活動法人愛媛県建設技術支援センター技術評価委員（以下これらを「委員」という。）2人以上の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準の適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要性に関すること。

2 前項第2号に係る意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、落札者の決定の適否に関して、あらかじめ、委員2人以上の意見を聴かなければならない。

3 委員の意見聴取に関する事務については、技術管理担当課において処理する。

(評価項目等)

第5条 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における評価項目等については、別表第1又は別表第1の2を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。

2 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）における評価項目等については、別表第2又は別表第2の2を標準として、入札ごとに定める。ただし、選択項目については、工事目的、工事内容、施工条件等から、必要に応じて評価項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。

(簡易型総合評価の方法)

第6条 この要領における簡易型総合評価は、次の算式により導き出された数値（以下「評価値」という。）をもって行うこととする。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

評価値＝{基礎点（100点）＋加算点}／入札価格（単位：億円）

2 前項の基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に100点を与える。

3 第1項に規定する加算点については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

(1) 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）の場合

加算点＝（入札参加者の施工計画の得点合計
／施工計画の配点合計）×10点（加算点A）
＋（入札参加者の施工計画以外の各評価項目の得点合計
／施工計画以外の各評価項目の配点合計）×10点（加算点B）

ただし、加算点は上記を標準とし、加算点A及び加算点Bの点数は合計20点の範囲内で入札ごとに定める。

(2) 簡易型総合評価落札方式（実績確認型）の場合

加算点＝（入札参加者の各評価項目の得点合計
／各評価項目の配点合計）×10点

(入札を行うに当たり周知する事項等)

第7条 簡易型総合評価競争入札を実施する場合は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項をあらかじめ周知しなければならない。

- (1) 簡易型総合評価競争入札を実施する旨
- (2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る資料（以下「総合評価に係る資料」という。）の提出を求める旨、その提出期日等
- (4) その他必要と認める事項
（総合評価に係る資料の提出等）

第8条 入札参加者は、前条第3号の提出期日までに、総合評価に係る資料について、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）にあつては、様式第1号から様式第6号までにより、簡易型総合評価落札方式（実績確認型）にあつては、様式第4号から様式第6号までにより提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しない。

- 2 前項の規定により提出された資料のうち、様式第1号から様式第3号までの内容を確認する必要がある場合は、当該入札参加者に対し、事情聴取を実施することがある。
- 3 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、西条市低入札価格調査制度要綱（平成26年西条市訓令第4号）に規定する調査対象者となった者は、西条市低入札価格調査要領（令和3年西条市制定）に定める資料を提出しなければならない。
- 4 総合評価に係る資料を提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 5 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは認めない。
- 6 提出された総合評価に係る資料の内容が虚偽又は不誠実であることが明らかとなった場合は、西条市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成28年西条市訓令第10号）の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。
- 7 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（落札者の決定方法）

第9条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- 2 入札価格が調査基準価格を下回った入札においては、低入札価格調査の結果、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- 3 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(適正な履行の確保)

第10条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。

(評価結果の公表)

第11条 簡易型総合評価競争入札を実施したときは、入札結果一覧表により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表第1若しくは別表第1の2又は別表第2若しくは別表第2の2を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、当該方式で入札を行った理由及び評価基準等を公表するものとする。

(非落札理由に関する苦情申立て処理)

第12条 簡易型総合評価競争入札の非落札理由に関する苦情の申立てがあったときは、申立者に対し適切にその理由を説明することとし、更に苦情のある者に対しては、西条市公正入札調査委員会による審議の結果を踏まえて回答することとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、簡易型総合評価落札方式に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年7月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に行う入札公告等について適用し、同日以前に行った入札公告等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年7月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に行う入札公告等について適用し、同日以前に行った入札公告等については、なお従前の例による。